

内閣府と関係府省との間で調整を行った提案

〔「対応方針欄」 実現・対応できるもの・・・①
 実現・対応できないもの・・・②〕

1 長野県の提案

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	対応方針
1	<p>教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長</p> <p>【文部科学省】 (教育職員免許法)</p>	<p>【現状】 旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得しても、自動的に更新講習修了確認期限が延長されない。</p> <p>【提案】 新免許状の有効期間の取扱いと同様、自動的に更新講習修了確認期限を延長。</p>	<p style="text-align: center;">①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧免許状所持現職教員（附則 2 条 2 項）が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者（2 条 2 項）への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に 2018 年中に周知する。 [措置済み（平成 30 年 11 月 29 日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）] ・教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・旧免許状所持現職教員（附則 2 条 2 項）が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	対応方針
2	<p>個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記</p> <p>【文部科学省】 (教育職員免許法)</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限の記載なし。 新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難。 一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。 <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許状を1枚に集約。 修了確認期限又は有効期間満了日を明記。 	<p>①</p> <p>教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
3	<p>公共土木施設災害復旧事業における設計変更に当たり、主務大臣との協議を要しない「軽微な変更」の範囲拡大</p> <p>【国土交通省】 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)</p>	<p>【現状】</p> <p>事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ1,000万円以下なら変更協議不要とされているが、事業費が高額になる工事においては、わずかな割合の変更でも1,000万円を超えてしまう。</p> <p>【提案】</p> <p>「1,000万円以下」の金額要件を緩和する。</p>	<p>①</p> <p>災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。</p>
4	<p>地方創生道整備推進交付金における交付金交付決定前の着手</p> <p>【内閣府、農林水産省】 (地方創生道整備推進交付金要綱等)</p>	<p>【現状】</p> <p>国から県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村において早期の工事着手ができない(市町村の工事着手時期：7月下旬～8月下旬)。</p> <p>【提案】</p> <p>交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けることで、市町村の早期の工事着手を可能とする。</p>	<p>①</p> <p>林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。</p>

2 日本創生のための将来世代応援知事同盟の共同提案

No	提案項目 (発案県) 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	対応方針
1	児童養護施設の保育士配置基準の緩和 (鳥取県) 【厚生労働省】 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)	【現状】 児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭資格取得者を配置しても現行基準で求められる職員数に含めることができない。 【提案】 幼稚園教諭免許所持者も配置できるようにする。	① 児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）を 2018 年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。
2	児童福祉施設の实地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し (宮城県) 【厚生労働省】 (児童福祉法施行令)	【現状】 児童福祉施設は 1 年に 1 回以上实地検査をする必要があるが、検査にかかる時間・事務量が負担となっている。 【提案】 都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるようにする。 (例) ・優良施設は 3 年に 1 度とする ・安全対策と会計に係る検査を隔年実施	① 児童福祉施設に対する施設監査（施行令 38 条に基づく实地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善 (宮崎県) 【法務省、厚生労働省】 (児童福祉法等)	【現状】 保育士が実刑判決を受けた場合、保育士登録を取り消す手続きが必要であるが、当該保育士が収監された場合、法的な調査権がないため、法務局に問い合わせても収監先の回答が得られない。 【提案】 収監等により所在が不明である場合、法務局から本人に通知できるようにする。	① 保育士の欠格事由（18 条の 5 第 2 号）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

3 追加で共同提案を行ったもの

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	提案団体	概要	対応方針
1	<p>地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し</p> <p>【内閣府】 (地方創生推進交付金交付要綱)</p>	京都府	<p>【現状】 民間事業者の地方創生の取組を支援する間接補助事業について、年度内に精算額の確定だけでなく、補助金の支払いも完了する必要がある。このため、事業期間を3月31日まで確保できず、補助事業の活用を断念せざるを得ない場合がある。</p> <p>【提案】 間接補助金の交付完了日を見直す。</p>	②
2	<p>地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める</p> <p>【総務省】 (「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成27年8月28日付け総行経第29号総務省通知)等)</p>	神奈川県	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託の導入等、既に100%達成している調査項目も毎年回答を求められる。 ・総務省でのヒアリングが電話やメールで済むような内容である。 <p>【提案】 不要な調査項目やヒアリングの廃止により、地方公共団体にとって負担の少ない調査方法とする。</p>	<p>①</p> <p>地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	提案団体	概 要	対応方針
3	林業・木材産業改善資金制度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」の見直し 【農林水産省】 (「林業・木材産業改善資金制度の運営について」(平成 15 年 6 月 11 日付け林政企第 15 号林野庁長官通知))	神奈川県、 千葉県、 大阪府	【現状】 資金償還が完了していない全事業者を調査対象としているが、事務の負担が大きい。 【提案】 調査対象を新規貸付事案や不良債権化している事案等に限定する。	① 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に 2018 年度中に通知する。
4	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布 【厚生労働省】 (介護保険法)	神奈川県	【現状】 介護保険施設等の基準を示す基準省令の公布が遅れると、事業者への周知期間や県の支援策を検討する十分な時間を確保できない。 【提案】 ・基準省令の早期公布 ・周知期間や施行準備等を考慮した一定の経過措置期間の設定	① 介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。
5	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し 【厚生労働省】 (雇用保険法施行規則)	神奈川県、 千葉県、 山梨県	【現状】 都道府県が設置する職業能力開発校で公共職業訓練を実施した場合、雇用保険関係様式に係る証明事務を職業能力開発校の長が行うこととなるが、職業能力開発校以外の施設に通所で訓練を行った場合についても、職業能力開発校の長が証明しなければならない。 【提案】 証明事項から通所に関する事項を除外し、公共職業安定所長が証明する。	① 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018 年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	提案団体	概 要	対応方針
6	農林水産省所管の 交付金「地域での 食育の推進事業」 の見直し 【農林水産省】 (食料産業・6次産業 化交付金実施要綱等)	埼玉県、 さいたま市、 秩父市、 狭山市、 坂戸市、 美里町	【現状】 ・対象外経費の基準が不明確 ・実施計画書作成時に求められる経費(食材費)内訳の記入が煩雑。 【提案】 ・対象外経費の明確化 ・経費の根拠に関する内容を簡素化	① 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
7	土地改良事業関係 補助金における交付 決定前着工制度 の導入 【農林水産省】 (土地改良事業関係補 助金交付要綱)	埼玉県、 さいたま市、 秩父市、 所沢市、 狭山市、 富士見市、 坂戸市、 小川町、 美里町	【現状】 農地整備事業などの土地改良事業関連補助金について、交付決定前の着工ができない。 【提案】 早期に事業着手すべき事業がある場合は、その旨あらかじめ届け出ることにより着工を可能とする。	① 土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着工の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。
8	農地中間管理事業 における農用地利 用配分計画の県知 事の認可に係る縦 覧の廃止 【農林水産省】 (農地中間管理事業の 推進に関する法律)	秋田県、 男鹿市、 鹿角市、 由利本荘市、 仙北市、 小坂町、 上小阿仁村、 藤里町、 五城目町、 羽後町、 東成瀬村	【現状】 農地中間管理事業に関して、農用地利用配分計画の知事の認可に当たり、意見聴取のために2週間の縦覧を要するが、手続きに時間がかかる要因となっている。 【提案】 縦覧の廃止	① 農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	提案団体	概要	対応方針
9	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和 【農林水産省】 (農地中間管理事業の推進に関する法律等)	秋田県、 青森県、 男鹿市、 鹿角市、 由利本荘市、 仙北市、 小坂町、 上小阿仁村、 藤里町、 五城目町、 羽後町、 東成瀬村	(現状) ①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続きについて、集積計画の撤回・再作成、知事の認可・公告の手続きが煩雑。 ②改正土地改良法施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、集積計画・配分計画等の手続きが煩雑。 【提案】 ①契約期間以外の内容が同一の場合、関係者の合意等で契約期間の延長を可能とする。 ②計画の撤回・再作成、知事の認可・公告の手続きを不要とする。	① 農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化するため、2019 年中に地方公共団体に周知する。
10	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について 【農林水産省】 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	群馬県、 福島県、 栃木県、 新潟県	【現状】 農地中間管理事業に関して、農用地利用配分計画の知事の認可に当たり、意見聴取のために 2 週間の縦覧を要するが、手続きに時間がかかる要因となっている。 【提案】 縦覧の廃止	① 農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条3項)については、廃止する方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
11	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 【農林水産省】 (農地中間管理事業の推進に関する法律等)	兵庫県、 滋賀県、 京都府、 大阪府、 和歌山県、 徳島県	【現状】 農地中間管理機構が農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは都道府県知事の承認が必要だが、「単純な業務」まで承認が必要であり、風水害など突発的な事案への対応の遅れや、事務負担の増大を招いている。	① 農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法 22 条2項)を不要とする方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	提案団体	概要	対応方針
			<p>【提案】</p> <p>下記の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。</p> <p>①農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、</p> <p>②普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)</p>	
12	<p>地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し</p> <p>【内閣府】 (地方創生推進交付金交付要綱)</p>	岐阜県	<p>【現状】</p> <p>民間事業者の地方創生の取組を支援する間接補助事業について、年度内に精算額の確定だけでなく、補助金の支払いも完了する必要がある。このため、事業期間を3月31日まで確保できず、事業の効果を損なっている。</p> <p>【提案】</p> <p>間接補助金の交付完了日を見直す。</p>	②
13	<p>通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し</p> <p>【国土交通省】 (通訳案内士法施行規則)</p>	関西広域連合	<p>【現状】</p> <p>通訳案内士の登録に当たって必要な以下の書類の作成が申請者の負担となっている。</p> <p>①精神疾患の有無を含む健康診断書</p> <p>②履歴書(その後使用されおらず、提出させる理由が不明確)</p> <p>【提案】</p> <p>健康診断書及び履歴書の省略</p>	<p>①</p> <p>通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	提案団体	概 要	対応方針
14	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し 【内閣府】 (地方創生推進交付金交付要綱)	筑北村	【現状】 民間事業者の地方創生の取組を支援する間接補助事業について、年度内に精算額の確定だけでなく、補助金の支払いも完了する必要がある。このため、年度末の3月分の経費に補助金を充てることができない。 【提案】 間接補助金の交付完了日を見直す。	②
15	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止 【農林水産省】 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	九州地方知事会	【現状】 農地中間管理事業に関して、農用地利用配分計画の知事の認可に当たり、意見聴取のために2週間の縦覧を要するが、手続きに時間がかかる要因となっている。 【提案】 縦覧の廃止	① 農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
16	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加 【法務省、農林水産省】 (債権管理回収業に関する特別措置法等)	九州地方知事会	【現状】 都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債券管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権に該当せず、サービサーへの当該債権の管理及び回収業務の依頼ができない。 ※青年農業者等育成センターが貸付を行った就農支援資金について、多額の未収金が発生しているが、上記により債権回収に支障を来している。 【提案】 都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を特定金銭債権に追加	②